

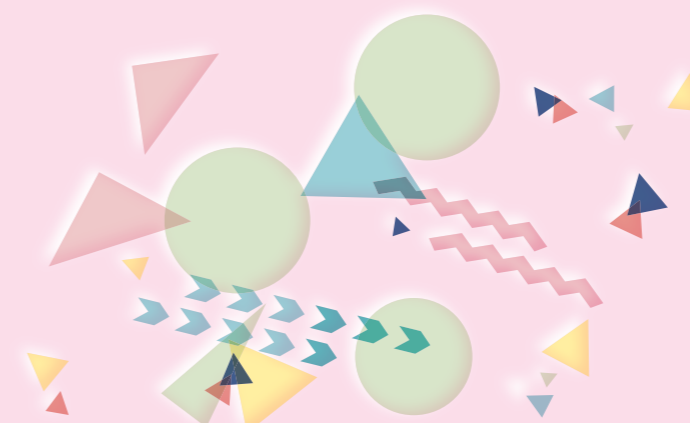
選ぶ眼、 決める力

第20号

2019.3月

目次

- ◇成年年齢の引下げについて
- ◇仙台市消費生活センターの相談概要から
- ◇ご利用ください!「消費者教育講座」
- ◇消費者教育教材のご紹介



成年年齢の引下げについて

仙台弁護士会消費者問題対策特別委員会委員 弁護士 佐藤 由麻

1 成年年齢引下げで何が変わる

(1) 成年年齢を引き下げる民法一部改正の成立

成年年齢を20歳から18歳に引き下げる民法の一部を改正する法律が2018年の通常国会で成立しました。同法は2022年4月1日から施行される予定で、これにより18歳、19歳は「未成年者」ではなくなります。今回の民法改正は、成年年齢を122年ぶりに変更するものですが、これにより私たちの生活、社会にはどのような影響が生じるのでしょうか。ここでは主に、成年年齢引下げが消費者問題に与える影響について考えてみたいと思います。

(2) 「成年」と「未成年」の違い

「成年」に達しない「未成年」者は、①親の親権に服することとされ、親が監護・教育し、親による居所の指定や職業の許可、財産管理等により保護を受けることになっています。

また、②未成年者が親などの同意なく行った法律行為は、原則として取り消すことができるとされています。これを「未成年者取消権」と言います。例えば、未成年者が親に内緒で10万円のエステの契約をしてしまったとしても、未成年であるというだけで、原則としてその契約を取り消すことができるのです。

これは、未成年者にも自分の意思があり、一定の行為をできる能力もあるとしても、まだ知識や社会経験に乏しく、その判断能力は未成熟であることから、未成年者が単独で行うことができる能力を敢えて制限することによって、未成年者を保護する仕組みです。

(3) 成年年齢の引下げで変わること

このように未成年者として保護を受けられる期間が、今回の改正により狭められることとなります。18歳、19歳は、①親などの親権にも服さず、また、②単独で行った契約でも、一旦締結した以上は原則として取り消すことはできなくなります。これにより、次に述べるようなトラブルや問題が生じることが予想されます。



ご利用ください!「消費者教育講座」

仙台市消費生活センターでは、小・中学生や高校生、また教員研修を対象とした消費者教育に関する出前講座を行っています。対象・内容に応じて講師を派遣します。

講師: 弁護士、司法書士、金融広報アドバイザー、e-ネットキャラバン専任講師、消費生活センター相談員 等

テーマ: 契約の基礎知識

契約の基本、クーリング・オフの方法、契約が取り消しできる場合など

金銭・金融教育

お金の使い方、クレジットカードの管理、多重債務に陥らないためになど

インターネットトラブルの被害に遭わないために

インターネットを安全に使うために気をつけること、トラブルの事例や対処法など

悪質商法の被害に遭わないために

若者が被害に遭いやすい悪質商法（アポイントメントセールス、キャッチセールス、マルチ商法など）の手口と対処方法などについて

※テーマ・内容は、ご相談に応じます。

申込方法: 実施日の2か月前までに、「仙台市消費者教育講座申込書」に必要事項を記入してFAXでお申し込みください。

※ホームページからもダウンロードできます。

<https://www.city.sendai.jp/kehatsu/kurashi/tetsuzuki/shohi/gakko.html>

- ※講師謝礼は消費生活センターが負担します。
- ※PTAの講演などのご要望にも対応できます。
- ※具体的な内容・時間等については、ご相談のうえで決定します。



平成30年度開催講座



消費生活相談員がゲストティーチャーとして参加した中学校家庭科の授業の様子



「インターネットの安全・安心な使い方」をテーマにした講座の様子



「悪質商法の被害に遭わないために」をテーマにした講座の様子

消費者教育教材のご紹介

仙台市オリジナル教材

【小学生向け】



【中学生向け】



小学校高学年向けコンテンツ「授業でござる!」

お金についての考え方や賢い買い物の仕方について学ぶことができます。消費者教育ウェブ教材「伊達学園」(<http://dategakuen.com/>)に掲載

貸出も行っています!

さまざまなテーマの消費者教育・啓発DVDの貸し出しも行っています。授業やHRなどでご利用ください。その他くわしくはホームページをご確認ください。

編集・発行 仙台市消費生活センター
〒980-8555 仙台市青葉区一番町四丁目11-1
141ビル(三越定禅寺通り館)5階
電話: 022-268-7040 FAX: 022-268-8309
<https://www.city.sendai.jp/kurashi/tetsuzuki/shohi/index.html>



2 予想されるトラブル、問題点

(1)若者の消費者被害の急増

ア 消費者被害に遭いやすい若者の特徴

若者は、社会経験や知識が乏しいため、情報を適切に収集し、契約の必要性や契約内容の妥当性について判断したり、事業者と交渉する能力が十分ではありません。そのため、事業者の話や広告内容を安易に信じたり、強引な勧誘を断り切れなかったり、衝動的に不必要な契約をしてしまうなど、消費者被害に遭いやすい特徴があります。また、友人や先輩・後輩の上下関係などの影響を受けやすく、知人からの勧誘は特に断りにくい傾向があります。

このような若者の特徴から、若者はキャッチセールスやアポイントメントセールスなどの被害に遭いやすく、また、人間関係を利用して勧誘を行うマルチ商法（連鎖販売取引）に関するトラブルや、SNSをきっかけとした消費者トラブルが多くなっています。

イ 20歳を境に相談件数が倍増

平成29年版消費者白書によれば、消費生活センターに寄せられる若者からの相談件数は、20歳を超えると倍増しています。また、20歳を超えると、女性ではエステ、男性ではフリーローン・サラ金に関する相談など、被害額が高額となる契約に関する相談が増えています。また、男女ともに、10代ではほとんどないマルチ商法に関する相談が、20代になると飛躍的に増加します。

このような傾向は、「未成年者取消権」が、若者の消費者被害の「防止」にも大きな効果を発揮していることを示しています。つまり、親権者の同意のない未成年者との契約は、後に取り消される可能性があることから、事業者としても未成年者に対する勧誘は控えているということです。裏を返せば、「成年」になったとたんに勧誘のターゲットにされていることが読み取れます。

ウ 被害の拡大、急増が懸念される

このような状況の中、成年年齢が18歳未満に引き下げられるということは、18歳、19歳が様々な契約の勧誘のターゲットにされることを意味しています。これまで20歳を超えると急増していたマルチ商法やエステなどの被害が、18歳まで拡大することが予想されます。

しかも、18歳という年齢は、ちょうど進学や就職などにより一人暮らしを始めるなど、生活環境や人間関係が大きく変動する不安定な時期でもあります。このような時期に勧誘のターゲットにされるということは、20代の若者と比べても、より被害に遭う可能性が高く、若者の消費者被害の急増が懸念されます。

(2)被害救済が困難となること

これまでは20歳未満の若者が消費者被害に遭っても、未成年者取消権の行使により返金を求め、被害回復をすることが期待できました。しかし、今後、未成年ではなくなる18歳以上については、未成年者取消権が使えなくなります。このため、若者の消費者被害が増加するだけでなく、一度被害に遭うと、その回復が困難となるケースが増えることが予想されます。

(3)クレジットカードによる被害の増加や、多重債務の危険

成年年齢が18歳となっても、若者には収入、資力がないことがほとんどです。そのため、高額な契約の締結のために、ローンやクレジットを組まされたり、消費者金融などから借入れをさせられることが懸念されます。若者は将来の見通しを立てて行動することが不得意ですので、月々の支払いなら払っていけると安易に考え、気付いた時には多重債務に陥っていたというケースが増加することも危惧されます。

3 若者への消費者教育の重要性

(1)消費者教育の必要性、重要性

このような状況の中で、若者の消費者被害救済のための法改正が一部なされたり、検討されたりしていますが、とても十分なものとは言えません。

若者が自分で自分の身を守るようにするため、消費者教育の必要性、重要性が格段に高まっており、緊急の課題となっています。

(2)被害防止・救済に止まらない消費者教育を

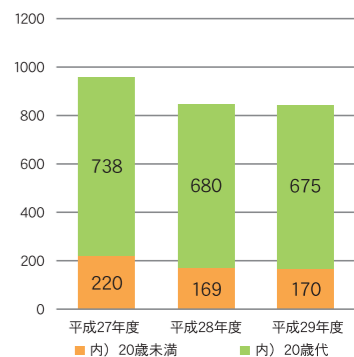
これまでの消費者教育は、単発の被害防止啓発型の授業に止まることが多く、若者の関心が向きにくく記憶にも残らないなど、限界があることが指摘されています。被害防止は重要ですが、消費者教育がより効果を上げるためには、一見迂遠かもしれませんが、情報提供・啓発に止まらない、消費者としての自分と社会のつながりへの関心を高めるような、体系的、横断的な消費者教育が必要です。消費者の権利とは何か、消費者被害が起きる背景には何があるのか、自分の消費行動は社会にどのような影響を与えているのか等を考える中で、批判的思考や判断力が培われ、氾濫する情報や次々と形を変える消費者被害に対しても合理的な判断ができるようになります。さらには、社会における様々な困難やトラブルを乗り越えていく力、消費者として主体的に社会に関わり、より自分らしい生き方を選択できる力にもつながるはずです。

仙台弁護士会でも、消費者問題の実務にあたっている弁護士を出張講座の講師として派遣しており、より良い消費者教育の実践のために学校教育現場と共に取り組んでいきたいと考えていますので、ぜひご活用ください。

～仙台市消費生活センターの相談概要から～

平成29年度、仙台市消費生活センターにも20歳代以下の相談が845件寄せられました。そのうち20歳未満は170件、20歳代は675件となっています。成年年齢を境に相談件数が約4倍に増加しており、これはここ数年同様の傾向です。成年年齢引下げにより消費者トラブルの増加や低年齢化が懸念されます。

【20歳代以下の苦情相談件数】



◇成人して間もない年代から寄せられた相談事例◇

エステの無料体験の罠が…

■ SNSで見た「無料エステ体験」に行ったら、施術後、いろいろなプランの見積りを見せられ、「月いくら支払えるか」「どのプランで契約するか」と聞かれた。お試ただけで契約するつもりはなかったが、断りにくくなり、「契約は親に相談してから決めたい」と言ったところ、「未成年ではないのだから、自分の判断で契約できる」「今回はキャンペーン価格でお得だ」と勧められ、断り切れずに契約してしまった。高額なので解約したい。(21歳 女性)

先輩からの勧誘で…

■ 大学の先輩にいい話があると言われ、喫茶店について行くと、そこにいた組織の人から「ネットビジネスのノウハウを教える塾に入らないか」と勧誘された。「知人に紹介するだけで儲かる」などと強引に誘われ、「高額な入会金が支払えない」と断わったら「消費者金融から簡単に借りられるし、すぐに返せる」と言われ、断わり切れずに契約してしまった。クーリング・オフしたい。(20歳 男性)

アンケートに答えたら…

■ 路上で若い女性から「アンケートに協力してほしい」と言われて答えたら、その後連絡が来てやりとりするうちに好意を持ったので会うことになった。会って話していると恋愛や結婚の話題になり、「いずれ結婚したいと考えているならいいものがある」とダイヤモンドの購入を勧められ、「今購入しておくとお得だ」「ダイヤをもらったら女性は嬉しい」などと押し切られて契約してしまった。ローンも高額なので解約したい。(22歳 男性)